

○日本科学未来館科学コミュニケーターの就業に関する規則

(令和2年3月27日令和2年規則第73号)

改正 令和3年3月26日令和3年規則第32号 令和4年3月28日令和4年規則第56号
令和4年9月1日令和4年規則第158号 令和5年3月28日令和5年規則第60号
令和5年6月1日令和5年規則第135号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
 - 第2章 勤務
 - 第1節 勤務心得(第3条―第7条)
 - 第2節 勤務時間、休憩及び休日(第8条―第10条)
 - 第3節 時間外等勤務(第11条・第12条)
 - 第4節 出勤及び欠勤等(第13条―第17条)
 - 第5節 休暇(第18条―第26条)
 - 第6節 異動、出張等(第27条―第31条)
 - 第3章 給与(第32条)
 - 第4章 任免
 - 第1節 採用(第33条)
 - 第2節 任命(第34条―第38条)
 - 第3節 休職、休業等(第39条―第47条)
 - 第4節 退職及び解雇(第48条―第52条)
 - 第5章 安全及び衛生(第53条―第61条)
 - 第6章 補償等(第62条―第64条)
 - 第7章 表彰及び懲戒(第65条―第68条)
 - 第8章 雑則(第69条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法(昭和22年法律第49号)第89条第1項の規定により、日本科学未来館(以下「未来館」という。)の事業運営に従事する科学コミュニケーターの就業に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)が雇用する者のうち、組織規程(平成15年規程第2号)第69条に定める科学コミュニケーター職に従事する者に適用する。

第2章 勤務

第1節 勤務心得

(サービスの基準)

第3条 科学コミュニケーターは、機構の公共的使命を自覚し、職務の遂行に当たっては、上司の指示に従って誠実に職務に専念しなければならない。

2 科学コミュニケーターが遵守すべきサービスの規律は、就業規程施行細則(平成15年細則第4号)第2条の定めを準用する。

3 科学コミュニケーターは、公的職務の信用保持に関する取扱いについては、役職員倫理規程(平成15年規程第26号)を準用する。

(禁止行為)

第4条 科学コミュニケーターは、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 機構の信用を傷つけ、又は利益を害すること。
- (2) 職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用すること。
- (3) 職務上必要がある場合のほか、みだりに機構の名称又は自己の職名を使用すること。
- (4) 機構の秩序又は規律をみだすこと。

2 前項第2号の規定は、その職を退いた後も同様とする。

(入場禁止及び退場)

第5条 次の各号のいずれかに該当する科学コミュニケーターに対しては、事業場内への入場を禁止し、又は退場させることがある。

- (1) 職場の風紀秩序を乱し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 職務上不必要な火気、凶器、毒物及び薬品その他の危険物を所持しているとき。
- (3) 酒気を帯びているとき又は酒類を携帯しているとき。
- (4) 衛生上の就業禁止により、就業を禁止されているとき。
- (5) 懲戒処分としての出勤停止処分を受けているとき。
- (6) 前各号のほか、機構が必要と認めたとき。

(許可事項及び届出事項)

第6条 科学コミュニケーターは、次の各号に掲げる行為を行う場合は、機構の許可を受けるものとする。

- (1) 機構において科学コミュニケーターの身分を保有する期間内に、事業を営み、又は他の業務にたずさわること。
- (2) 業務に関して新聞、雑誌等に寄稿し、又は出版し、若しくは講演すること。
- (3) 業務以外の事由で機構の事務所、研究施設又は物品等を使用すること。

2 科学コミュニケーターは、次の各号に掲げる行為をするときは、理事長に届け出なければならない。

- (1) 国会議員、都道府県市町村会議員、その他の公職に立候補するとき。
- (2) 前号の公職に就任し、又は退任するとき。

(報告義務)

第7条 他の職員等が法令、通達、この規則及びその他の諸例規に違反する行為等機構に損害を与える行為をなしていることを覚知した場合、第三者が機構に損害を与える行為をなしていることを覚知した場合、又は火災その他の災害を発見若しくは予知した場合、直ちに損害の防止のため等の臨時的処置をとるとともに、所属長又は上長に対しその予知又は覚知した事実を報告するものとする。

第2節 勤務時間、休憩及び休日

(勤務時間)

第8条 科学コミュニケーターの勤務時間は、1日について7時間30分、1週間について37時間30分とし、各日の始業時刻及び終業時刻は、次の各号のいずれかの選択制とする。

- (1) 始業 午前7時30分 終業 午後4時
 - (2) 始業 午前8時 終業 午後4時30分
 - (3) 始業 午前8時30分 終業 午後5時
 - (4) 始業 午前9時 終業 午後5時30分
 - (5) 始業 午前9時30分 終業 午後6時
 - (6) 始業 午前10時 終業 午後6時30分
- 2 前項において、業務の状況又は季節により、始業時刻及び終業時刻を繰り上げ又は繰り下げ及び変更をすることがある。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、1日について7時間30分を標準勤務時間として、科学コミュニケーターに係る始業及び終業の時刻をその科学コミュニケーターの決定に委ねる(以下「フレックスタイム制」という。)ことができる。
 - 4 前項のフレックスタイム制が適用される科学コミュニケーターの範囲、清算期間、科学コミュニケーターが勤務しなければならない時間帯及びその選択において勤務することができる時間帯等フレックスタイム制に関する事項は、フレックスタイム制実施細則(令和2年細則第21号)に定める。

(休憩時間)

第9条 科学コミュニケーターの休憩時間は午後0時から午後1時までとする。ただし、業務の状況又は季節により、休憩時間を繰り上げ又は繰り下げ及び変更をすることがある。又、業務上必要がある場合には、交替による休憩など休憩時間を変更させることがある。

- 2 中学校就学の始期に達するまでの子を養育する科学コミュニケーター又は介護休業等に関する細則(平成15年細則第6号)第2条第3項に定める基準により介護をする科学コミュニケーターから届出があり、かつ、業務の運営に支障がないと認められるときは、第1項に定める休憩時間を午後0時から午後0時45分とすることができる。
- 3 前項に定める休憩時間の短縮を受けた者の終業時刻は、前条第1項の始業時間に従い、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 午前7時30分始業 午後3時45分
 - (2) 午前8時始業 午後4時15分
 - (3) 午前8時30分始業 午後4時45分
 - (4) 午前9時始業 午後5時15分
 - (5) 午前9時30分始業 午後5時45分
 - (6) 午前10時始業 午後6時15分
- 4 科学コミュニケーターは第2項に定める休憩時間の短縮を受けようとする時は、その事由及び期間を明示し、所属長を経て経営管理室長に届け出なければならない。
- 5 機構は、前項の届出について確認する必要があると認めるときは、当該申出をした科学コミュニケーターに照会するなどその内容について確認することができる。
- 6 科学コミュニケーターは、第2項に定める事由が消滅した場合、速やかに所属長を通じ、経営管理室長に届け出ることとする。

(休日)

第10条 休日は、原則として次の各号に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和22年法律第178号)に定める休日の対応日として、別に定める日
 - (3) 年末年始(12月28日から翌年1月1日まで)
 - (4) その他機構が別に定める日
- 2 業務上の必要がある場合には、前項第1号及び第2号の休日に替えて、1週間につき2日以上の割合で休日を別に定めることができる。
 - 3 前項において休日を別に定める場合には、原則として、当該月の前月末までに設定するものとする。
 - 4 労働基準法第35条に定める休日(法定休日)は、原則として日曜日とする。ただし、第2項に基づき別に定める場合には、日曜日を起点とする1週間において、最初の休日を法定休日とする。
 - 5 業務上必要がある場合には、前項で定める休日を他の労働日と振替えることがある。取り扱いについては、就業規程施行細則第4条を準用する。

第3節 時間外等勤務

(時間外等勤務)

第11条 科学コミュニケーターは、非常災害その他業務上特に必要があるときは、定められた時間外又は休日における勤務を命じられることがある。

- 2 前項に定める時間外勤務に関する取り扱いについては、日本科学未来館の事業運営に従事する職員の就業に関する規則(平成22年規則第123号。以下「就業規則」という。)第12条から第12条の3までの規定を準用する。

(勤務時間等の特例)

第12条 第8条から第10条までの規定にかかわらず、勤務時間等を変更することがその科学コミュニケーターの業務内容又は就業状況等に照らし合理的かつ、能率的であると経営管理室長により認められる場合には、機構は勤務時間、休憩時間、休日その他の労働条件を、その科学コミュニケーターに限り変更することができる。この場合において、勤務時間等の変更が他の職員に比べて均衡を欠かないように配慮しなければならない。

第4節 出勤及び欠勤等

(出退勤及び欠勤等)

第13条 科学コミュニケーターは、出勤及び退勤時に、指定された方法に従い出勤及び退勤の時刻を記録しなければならない。

- 2 科学コミュニケーターが業務のため通常の勤務場所以外において勤務するときや育児のための休憩を受けようとするとき又は欠勤、遅刻、若しくは早退しようとするときは、あらかじめ所定の手続を経て経営管理室に届け出なければならない。ただし、緊急やむを得ない事情により、あらかじめ届出できなかつたときは、事後速やかに届け出なければならない。
- 3 遅刻又は早退した時間は、原則として欠勤として取り扱う。

- 4 科学コミュニケーターが傷病のため欠勤日数が6日を超えるときは、第2項の届出に医師の診断書等を添付しなければならない。この場合において、診断書等の費用は、当該科学コミュニケーターの負担とする。
- 5 科学コミュニケーターの傷病による欠勤日数が6日以内のときは、第2項の届出に医療機関の受診を証明する書類を添付しなければならない。
- 6 科学コミュニケーターが傷病のため転地療養するときは、届出に医師の証明書を添付しなければならない。
- 7 科学コミュニケーターが傷病により欠勤したときは、療養に専念しなければならない。
(無断欠勤)

第14条 科学コミュニケーターが前条の届出を怠ったとき又はその内容に虚偽があったときは、無断欠勤として取扱う。
(長期欠勤)

第15条 暦月1か月を超える欠勤は、長期欠勤とする。

- 2 長期欠勤の期間には、休日を通算するものとする。
- 3 長期欠勤者が出勤した後、出勤日数が10日に満たないで、同一事由により再び欠勤を始めたときは、その出勤を含めて前の欠勤期間と通算する。
- 4 長期欠勤者が出勤するにあたっては、機構は、当該科学コミュニケーターに医師の診断書等の提出、産業医による面談及び人事担当者による面談を命ずることができる。この場合において、当該科学コミュニケーターは、これに応じなければならない。
(年次休暇への振替)

第16条 欠勤日は、その欠勤について第13条の届出があった場合に限り、第19条に定める年次休暇の範囲内でその欠勤した科学コミュニケーターの希望により年次休暇に振り替えることができる。

- 2 前項に規定する欠勤の年次休暇への振替は、欠勤の最終日から休日を除き3日以内に所属長を経て、経営管理室にその旨届け出るものとする。
(病気休暇への振替)

第17条 欠勤日は、その欠勤について第13条の届出があり、病気休暇の運用に関する細則(令和2年細則第23号)第3条に該当する場合に限り、第25条に定める病気休暇の範囲内でその欠勤した科学コミュニケーターの希望により病気休暇に振り替えることができる。

- 2 前項に規定する欠勤の病気休暇への振替は、欠勤の最終日から休日を除き3日以内に所属長を経て、経営管理室にその旨届け出るものとする。

第5節 休暇

(休暇の種類)

第18条 科学コミュニケーターの休暇の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 年次休暇
 - (2) 特別休暇
 - (3) 病気休暇
- (年次休暇)

第19条 前年度においてその科学コミュニケーターが労働すべき日数のうち、8割以上出勤した科学コミュニケーターは、毎年4月1日から翌年3月31日までの間において20日の

年次休暇を受けることができる。ただし、採用された年度において科学コミュニケーターが受けることのできる年次休暇は、当該科学コミュニケーターの採用月に応じてそれぞれ次のとおりとする。

採用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
休暇日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

- 2 前項の出勤割合の算定において、年度の途中で採用された者については、採用された年度の4月1日から採用日の前日までの労働日は全て出勤したものとみなして算定する。
- 3 年次休暇は、半日を単位として取得することができる。この場合において、取得に係る取扱いについては、就業規程施行細則(平成15年細則第4号)第8条を準用する。
- 4 法令及び労使協定に定めるところにより、年次休暇は、1事業年度において5日の範囲内で、1時間を単位として取得することができる。この場合において、1日を8時間とみなす。
- 5 前各項に規定する休暇の未使用分は、20日を超えない範囲内でその日数及び時間数を翌年度に限り繰り越すことができる。
- 6 科学コミュニケーターが年次休暇を1日を単位として取得したときは、第8条に定める勤務時間を労働したときに支払われる通常の給与を、半日及び1時間を単位として取得したときは、第9条に定める勤務時間を労働したときに支払われる通常の給与の1時間当たりの額に、取得した年次休暇の時間数を乗じた額をそれぞれ支払う。
- 7 前年度においてその科学コミュニケーターが労働すべき日数のうち、出勤した日が8割に満たない科学コミュニケーターへ付与する年次休暇の日数の取扱いについては、就業規程施行細則第9条を準用する。

(年次休暇の取得の特例)

第20条 機構は、年次休暇を受けた科学コミュニケーターのうち、前条第1項(ただし書を除く。)の年次休暇を受けたものに対して、4月1日を基準日とし、当該基準日の属する年度内において、当該科学コミュニケーターが有する年次休暇のうち5日について取得させなければならない。

- 2 機構は、前項に定める5日の年次休暇について、事前に科学コミュニケーターの意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させることができる。ただし、科学コミュニケーターが時季を指定して年次休暇を取得した場合においては、科学コミュニケーターが取得した日数を5日から控除して、取得させるものとする。
- 3 前2項の規定は、前条第1項ただし書に規定する10日以上年次休暇を受けた者に準用する。この場合において、前2項に「5日」とあるのは、科学コミュニケーターの採用月によりそれぞれ次の表中の対応する下欄の日数に、「4月1日」とあるのは、「採用日」とそれぞれ読み替えるものとする。

採用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
日数	5日	5日	4.5日	4日	3.5日	3日	2.5日

- 4 前3項の年次休暇は、1日又は半日を単位として取得する年次休暇を対象とする。

(年次休暇の繰越)

第21条 前2条の休暇の未使用分は、20日を超えない範囲内で、その日数及び時間数を翌年度に限り繰り越すことができ、優先的に取得することができる。

- 2 前2条の休暇の未使用分について、前項の規定により翌年度に繰り越してもなお残日数がある場合は、特定の目的に限り使用できる休暇として、当該残日数を積み立てることができる。この場合において、当該休暇にかかる取扱いは、未使用年次休暇積立取扱細則(平成20年細則第3号)に準ずる。

(年次休暇の届出)

第22条 科学コミュニケーターは、第19条及び前条第1項に規定する年次休暇を受けようとするときは、あらかじめその時季及び期間を明示し、特別の理由がない限り少なくとも1週間前までに、所定の様式により所属長を経て経営管理室に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届出をすることができなかつたときは、事後に届け出ることができる。この場合、その勤務しなかつた日から休日を除く3日以内に、届出が遅延した理由を付して届け出ることとする。

- 2 前項の場合において業務のために必要があると認めたときは、年次休暇を受ける時季及び日数を変更させることがある。

(特別休暇)

第23条 科学コミュニケーターは、特別休暇を受けることができる。

- 2 科学コミュニケーターの受けられる特別休暇及びその運用については、特別休暇の運用に関する細則(平成15年達第22号)の定めによる。

(特別休暇の届出)

第24条 科学コミュニケーターは、前条に規定する特別休暇を受けようとするときは、予め所定の様式により所属長に届け出なければならない。ただし、特別休暇の運用に関する細則別表中18の項に定める災害その他特別の事由により特別休暇を受けようとするときは、その事由及び期間又は居住地を離れるときにおいては、その行先を明示し、機構の承認を受けなければならない。

- 2 前項の定めにかかわらず、科学コミュニケーターは病気、災害、その他やむを得ない事由によりあらかじめ届出をすることができなかつたときは、事後に届け出ることができる。この場合、その勤務しなかつた日から休日を除く3日以内に、届出が遅延した理由を付して届け出ることとする。

- 3 科学コミュニケーターは、特別休暇を受けるにあたり、機構の求めがあつた場合は、医師の証明書その他勤務しない事由を明らかにする書面を提出するものとする。

(病気休暇)

第25条 科学コミュニケーターは、病気休暇の運用に関する細則に定める病気休暇を受けることができる。

- 2 科学コミュニケーターが病気休暇を取得したときは、療養に専念しなければならない。
- 3 欠勤と病気休暇の日数が連続して30日を超えた者が出勤するにあたっては、機構は、当該科学コミュニケーターに医師の診断書等の提出、産業医による面談及び人事担当者による面談を命ずることができる。この場合において、当該科学コミュニケーターは、これに応じなければならない。

(病気休暇の申請)

第26条 科学コミュニケーターは、前条に規定する病気休暇を受けようとするときは、医療機関の受診を証明する書類を添付して所定の方法により申請しなければならない。

- 2 連続して6日を超える療養が必要な場合は、前項の申請に医師の診断書を添付しなければならない。この場合において、診断書等の費用は、当該科学コミュニケーターの負担とする。

第6節 異動、出張等

(人事異動)

第27条 科学コミュニケーターは、業務の適正を確保する目的で行われる転任並びに業務及び研修の必要に基づく転任、転勤、出向、兼務その他の異動を命ぜられることがある。

- 2 前項の命令を受けた科学コミュニケーターは、正当な理由なくこれを拒むことはできない。
(赴任)

第28条 科学コミュニケーターは、転勤を命ぜられたときは、転勤の命令を受けた日から起算して10日以内に旧任地を出発しなければならない。ただし、やむを得ない事由により出発を延期することについて、あらかじめ経営管理室長及び新たに命ぜられた職の所属長の承認を受けたときは、この限りでない。

第29条 削除

(出張の命令)

第30条 科学コミュニケーターは、業務のため必要があるときは、出張を命ぜられることがある。

- 2 前項による出張において、労働時間を算定し難いときは、第9条に定める勤務時間を勤務したものみなすことができる。
- 3 出張を命ぜられた者には、別に定めるところにより旅費を支給する。

(事業場外での勤務)

第31条 前条に定めるもののほか、事業場外での勤務については、テレワーク実施細則(令和2年細則第22号)に定める範囲で、これを実施しなければならない。

第3章 給与

第32条 科学コミュニケーターの給与は、別に定めるところにより支給する。

第4章 任免

第1節 採用

(採用)

第33条 科学コミュニケーターは、原則として競争試験によって採用する。

- 2 前項の試験は、受験者の有する職務遂行の能力を相対的に判定できるような方法により、行うものとする。

第2節 任命

(任免、契約期間及び更新)

第34条 科学コミュニケーターは、理事長が任命する。

- 2 科学コミュニケーターの雇用契約の期間は任命された日から原則として1年間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、受入出向者の雇用契約の期間は、出向元との協議による。
- 4 機構の業務上の必要に基づき、かつ、科学コミュニケーターの資質、職務遂行状況、勤務態度、健康状態その他関連事項に照らし、前項の契約を更新することが必要であると機構が判断した場合に限り、科学コミュニケーターの同意を得て前項の契約を4回を限度として更新することができる。ただし、契約を更新する場合でも、任命日から通算で5年間を

超えないものとする。また、事業年度中に科学コミュニケーターが65歳に達する時は、当該事業年度以降の更新を行わず、当該事業年度末日をもって雇用終了とする。

(試用期間等)

第35条 新たに科学コミュニケーターに採用された者は、その採用の日から起算して3か月間を試用期間とする。

2 試用期間中又は試用期間満了の際、次の各号のいずれかに該当する場合は、本採用しない場合がある。

- (1) 出勤率が悪い、無断で遅刻、早退、私用による外出、欠勤を繰り返す等の事情があり、誠実に勤務する意思及び意欲がないと機構が判断したとき。
- (2) 機構からの業務命令又は上司の指示に従わない、同僚との協調性が乏しい、誠実に勤務する姿勢が乏しい等の勤務態度が不良で改善の見込みが薄いと機構が判断したとき。
- (3) 必要な教育を施したものの機構が求める勤務能力に足りず、改善の見込みが乏しいと機構が判断したとき。
- (4) 機構に提出した書類又は面接時に申し述べた内容が事実と異なる事が判明し、その虚偽の内容が重大であるとき。
- (5) 次条の提出書類を督促にもかかわらず提出しないとき。
- (6) 業務遂行に支障となるおそれのある既往症を隠していたことが判明したとき。
- (7) 身体又は精神の状態が勤務に耐えられないと機構が判断したとき。
- (8) 第51条に定める解雇の事由に該当するとき。
- (9) 前各号に準ずる程度の事由があり、本採用することがふさわしくないと機構が判断したとき。

(提出書類)

第36条 新たに科学コミュニケーターに採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに機構へ提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 誓約書
- (3) 住民票又は住民票記載事項の証明書(本籍地及び個人番号の記載のないものに限る。)
- (4) 職務経歴書(中途採用者に限る。)
- (5) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書(新卒者に限る。)
- (6) 健康診断書(3か月以内に受診したものに限る。)
- (7) 科学コミュニケーター、家族及び家族に準ずる者の通常及び緊急の連絡先(住所、氏名、自宅・携帯電話番号、メールアドレス等)
- (8) その他人事管理上必要な事項に関する書類

2 前項に掲げる書類は、機構が適当と認めた他の書類をもって、これに代えることができる。(個人番号の提供)

第37条 科学コミュニケーターは、新たに採用された時、扶養家族の発生もしくは追加が生じた時、その他本人又はその扶養家族の個人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。)第2条に定めるものをいう。以下同じ。)に変更が生じた時において、本人又はその扶養家族の個人番号を機構へ提供するものとする。

- 2 科学コミュニケーターは、個人番号を提供するに際し、機構の求めに従い、機構が本人確認をするために必要な個人番号カードその他の書類を提示するものとする。
- 3 機構は、科学コミュニケーターから提供された個人番号を次の各号に掲げる目的で利用する。
 - (1) 税務関係申告書等届出に関する事務
 - (2) 健康保険・厚生年金保険届出に関する事務
 - (3) 企業年金基金届出に関する事務
 - (4) 雇用保険届出に関する事務
 - (5) 国民年金第3号被保険者届出に関する事務
 - (6) その他マイナンバー法で定められた個人番号関連事務
(身上異動の届出)

第38条 科学コミュニケーターは、氏名、住所その他人事処理上必要として指示された事項に変更が生じたときは、速やかに機構へ届け出て必要な書類を提出しなければならない。

- 2 科学コミュニケーターが各種書類について機構に提出しない、又は提出が遅滞した場合において、科学コミュニケーターが機構から不当な利益を得たことが発覚した際は、速やかに全額を機構に返還しなければならない。
- 3 前項の場合において、科学コミュニケーターが不利益を被った場合であっても、機構はその責めを免れるものとする。

第3節 休職、休業等

(休職)

第39条 科学コミュニケーターが次の各号の一に該当するときは、休職を命ずることがある。

- (1) 結核性疾患による欠勤の期間が1年を超えるとき。
 - (2) 次のア及びイに該当する日数を合計して90日を超えるとき。
 - ア 前号以外の傷病による欠勤又は病気休暇を取得しようとする期間
 - イ アに定める期間の初日から遡って1年間に、前号以外の傷病による欠勤又は病気休暇を取得した期間。この場合において、欠勤又は病気休暇を取得した期間に当該1年前の日が含まれている場合は、その期間の初日まで遡って通算するものとする。
 - (3) 重大な非違行為に関し、起訴されるおそれがある又は起訴されたとき。
 - (4) 出向を命じられたとき。
 - (5) その他特別の事由があつて、機構が休職を命ずることが必要と認めるとき。
 - (6) 削除
- 2 前項第1号及び第2号の規定による休職(業務上又は通勤による傷病によるものを除く。以下「私傷病休職」という。)を命じる場合、機構は、科学コミュニケーターに対し、主として診察を受けている医師(以下「主治医」という。)による診断書等休職事由を証明する書類を提出させることができる。この場合において、当該書類に有効期間の定めがある場合には、有効期間満了の都度再提出させることができる。
 - 3 前項に加え、機構が求めた場合、科学コミュニケーターは、主治医の保有する医療情報(カルテ及びレセプトを含む。)を必要な範囲で機構、機構の指定する専門医(以下「機構指定医」という。)及び産業医に開示し、又は機構が主治医と面談することに同意するものとする。

- 4 第2項に加え、休職の必要性を判断するために、機構は、科学コミュニケーターに対し、機構指定医の診察を受けさせ、その診断書の提出を命じることができる。
- 5 第2項に加え、必要に応じて機構は科学コミュニケーターに対し、産業医との面談及び人事担当者による面談を命じることができる。
- 6 第2項から前項までについて、科学コミュニケーターが正当な理由なくこれを拒否することはできない。
- 7 機構は、休職事由、休職期間等は、主治医、産業医及び機構指定医の判断を踏まえ決定する。
(休職期間及び休職期間満了による退職)

第40条 業務上の傷病による休職の期間は、療養を要する程度に応じ、3年以内の期間とする。

- 2 通勤による傷病による休職又は私傷病休職の期間は、療養を要する程度に応じ、1年以内の期間とする。ただし、前条第1項第1号によるとき又は特別の事由があるときは、1年以内においてこれを延長することがある。
- 3 前条第1項第3号から第5号までの規定による休職の期間は、そのつど定める。
- 4 科学コミュニケーターが出向する際の休職期間についても、在籍期間に含めるものとする。
- 5 休職中に第49条に定める退職の日が到来したときは、前各項の定めにかかわらず、休職期間は同日をもって満了する。
- 6 休職期間が満了しても休職事由が消滅せず、復職できなかったときは、休職期間満了日をもって退職とする。
- 7 休職期間の決定にあたっては、本条のほか、第34条に定められている任命期間を考慮するものとする。

(休職期間中の服務)

第41条 私傷病休職の場合、科学コミュニケーターは、当該傷病の治療に専念しなくてはならない。この場合において、治療目的から逸脱する行動又は機構の信用を失墜させるような行為が認められた場合は、休職を打ち切り、休職期間が満了したものとみなすことがある。

- 2 私傷病休職期間中は、科学コミュニケーターは、毎月診断結果等の近況を報告しなければならない。この場合において、正当な理由なく近況報告を怠りまたは拒否した場合は、休職を打ち切り、休職期間が満了したものとみなすことがある。
- 3 機構は、必要があると認める場合、休職期間中においても主治医又は機構指定医の診断書の提出を求めることがある。
- 4 休職期間中の、医師の受診費用、診断書作成費用、その他治療や休職に関する費用については、科学コミュニケーター本人の負担とする。
- 5 休職期間中において、必要に応じ、機構は、当該科学コミュニケーターに対し、産業医との面談及び人事担当者との面談を命じることがある。この場合において、交通費は、科学コミュニケーター本人の負担とする。

(復職)

第42条 第40条第1項及び第2項に規定する休職期間満了前又は満了時までには休職事由が消滅したと機構が認めた場合、復職を命じる。

- 2 第 40 条第 3 項に規定する休職期間が満了したときは、復職を命ずることがある。
- 3 休職中の科学コミュニケーターが復職を希望する場合には、速やかに指定の様式により機構に申し出て、承認を得なければならない。
- 4 前項において、私傷病休職の場合は、主治医の診断書又は証明書等、その事実を証明できる書類を添付して機構に申請しなければならない。
- 5 前項に加え、科学コミュニケーターは復職を希望する場合において、産業医との面談及び人事担当者による面談に応じなければならない。
- 6 第 4 項に加え、機構が求めた場合、科学コミュニケーターは主治医の保有する医療情報(カルテ及びレセプトを含む。)を必要な範囲で機構、産業医及び機構指定医に開示すること、又は機構が主治医と面談することに同意するものとする。
- 7 第 4 項に加え、私傷病休職からの復職の可否を判断するために、機構は科学コミュニケーターに対し、機構指定医の診察を受けさせ、診断書の提出を命じることができる。
- 8 機構は、必要に応じて、私傷病休職からの復職の可否を判断するため、医師の指示のもとに休職者に対して出勤に関する訓練等(以下「リワーク・試み勤務」という。)を命じることがある。この場合において、リワーク・試み勤務は、休職期間に通算され、復職による就労には該当しない。
- 9 第 3 項から前項までについて、休職者が正当な理由なくこれを拒否した場合には、復職を認めない。
- 10 休職事由が消滅し、出勤できる状態になっているにもかかわらず、正当な理由なく機構の指定した復職すべき日に出勤しなかった場合は、その翌日をもって退職とする。
- 11 復職の判断等において、主治医と産業医の意見が異なるときは、産業医の意見を優先する。(復職後の労働条件)

第 43 条 私傷病休職からの復職に際しては、原則として休職前の職務への復職を命じる。ただし、休職前の職務への復帰が困難な場合又はやむを得ない事情があると機構が判断した場合、休職前の職務とは異なる職務に配置することができる。

- 2 復職後の待遇については、原則として休職前と同等とする。ただし、休職前と同程度の職務遂行が困難な場合で、業務の大幅な軽減が必要と機構が判断した場合は、業務の軽減措置をとるとともに、処遇の変更の措置を講じる場合がある。
- 3 前 2 項の決定においては、原則として、産業医の意見に基づき機構が判断するものとする。この場合において、機構は機構指定医の意見を聞くことができる。
- 4 第 1 項及び第 2 項の決定について、科学コミュニケーターは正当な理由なくこれを拒むことはできない。

(再休職)

第 44 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、復職を取り消し直ちに再休職させる。この場合の再休職期間は、復職前の休職期間の残存期間とし、残存期間が 1 か月未満のときは、再休職期間を 1 か月とする。

- (1) 私傷病休職から復職後 1 年以内に同一又は類似の疾病等により欠勤、遅刻、早退、職場離脱等をし、完全就労できない日が連続して 10 日又は通算して 40 日を超えて発生した場合
- (2) 第 61 条第 1 項第 2 号及び同条第 3 項に該当し休職が必要と認められた場合

(育児休業等)

- 第45条 科学コミュニケーター(その養育する子が1歳6か月に達する日までの間に労働契約が更新されないことが明らかである者を除く。)は、その3歳に満たない子を養育するため、別に定めるところにより育児休業をすることができる。
- 2 科学コミュニケーター(子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに、その労働契約の期間が満了することが明らかな者を除く。)は、誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子を養育するため、特別休暇の運用に関する細則別表中8の項に定める産後の休暇を取得していない場合に限り、別に定めるところにより出生時育児休業をすることができる。
 - 3 科学コミュニケーターは、その中学校就学に満たない子を養育するため、当該子が中学校の就学の始期に達する日まで、別に定めるところにより勤務時間を短縮することができる。
 - 4 科学コミュニケーターは、その2歳に満たない子を養育するため、育児時間を取得することができる。
 - 5 前各項に規定する育児休業等の取扱いについては、育児休業等に関する細則(平成15年細則第5号)に定めるところによる。

(介護休業等)

- 第46条 科学コミュニケーター(介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日までに労働契約が更新されないことが明らかである者を除く。)は、家族等の介護のため、介護休業をすることができる。
- 2 科学コミュニケーターは、家族等の介護のため、勤務時間を短縮することができる。
 - 3 前2項の介護休業及び介護のための勤務時間短縮の取扱いについては、介護休業等に関する細則(平成15年細則第6号)に定めるところによる。ただし、同細則第8条第2項及び第3項を除く。

(配偶者同行休業)

- 第47条 科学コミュニケーターは、外国での勤務その他の事由により外国に滞在するその配偶者と生活を共にするため、配偶者同行休業をすることができる。
- 2 前項に規定する配偶者同行休業の取扱いについては、配偶者同行休業に関する細則(平成26年細則第31号)をに定めるところによる。ただし、同細則第9条第2項、第10条第1項及び第11条を除く。

第4節 退職及び解雇

(希望退職)

- 第48条 科学コミュニケーターが退職を希望するときは、退職希望日の少なくとも30日前までに所属長を経て理事長に文書により退職の申し出をしなければならない。

(退職)

- 第49条 科学コミュニケーターが次の各号の一に該当するときは、当該各号かつこ書に定める日をもって退職とする。
- (1) 退職を願い出て承認されたとき(機構が承認した退職日)。
 - (2) 契約期間が終了し、契約が更新されないとき(契約期間終了日)。
 - (3) 死亡したとき(死亡日)。

(4) 原因の如何を問わず、無断で出勤しない状態又は科学コミュニケーターが機構に届け出た連絡先への連絡が不能になった状態が暦月で1か月経過したとき。ただし、業務上の災害により連絡不能となった場合は、3か月経過したとき(無断で出勤しない状態又は連絡不能になった状態となってから1か月(業務上の災害の場合は3か月)を経過した日)。

2 退職する者は、退職日までに業務の引継その他指示されたことを終了し、貸与又は保管されている金品を返納しなければならない。

(科学コミュニケーターの私物の返還)

第50条 科学コミュニケーターの私物は、科学コミュニケーターが受領できない場合、機構が当該私物についてこれを任意に梱包の上、機構に届け出られている通常若しくは緊急の連絡先又は科学コミュニケーターの親族に送付することをもって科学コミュニケーターに返還されたものとみなす。ただし、機構に届け出られている科学コミュニケーター及びその家族の連絡先へ送付したにもかかわらず、受取人が居住していない、宛先情報の不完全その他の事由により返送されてくる場合等、私物を送付し難い場合には、機構は、私物を破棄することができる。

(解雇)

第51条 科学コミュニケーターが次の各号のいずれかに該当するときは、解雇とする。

(1) 身体、精神の障害、その他法令で保護されない私的な事情等により、雇用の継続に配慮しても、遂行すべき業務への完全な労務提供ができず、又は業務遂行に耐えられないと機構が認めたとき。

(2) 規律性、協調性又は責任性を欠くため、他の職員の業務遂行に悪影響を及ぼす場合で、注意及び指導をしても改善の見込みがないと機構が認めたとき。

(3) 業務遂行能力を著しく欠き、指導をしても改善の見込みがないと機構が認めたときで、転換させる他の職務がないとき。

(4) 正当な理由のない遅刻又は早退若しくは欠勤が多い等第3条の誠実勤務義務に反し、労務提供が不完全であると機構が認めたとき。

(5) 3か月間に無断欠勤が通算15日以上になったとき。

(6) 特定の地位、職種又は一定の能力を条件として雇い入れられた者で、その能力又は適格性が欠けると機構が認めたとき。

(7) 事業の縮小その他機構にやむを得ない事由がある場合で、かつ、他の職務に転換させることができないとき。

(8) 天災事変その他やむを得ない事由により、事業の継続が不可能となり、雇用を維持することができなくなったとき。

(9) 業務上の傷病による療養休業期間が3年に及び打切補償を行ったとき又は打切補償を行ったとみなされるとき。

(10) 第43条に定める免職の懲戒を受ける事由があるとき。

(11) その他前各号に準ずる程度の合理的かつ相当な事由があるとき。

(退職金)

第52条 科学コミュニケーターの退職金については、支給しない。

第5章 安全及び衛生

(教育訓練)

第 53 条 科学コミュニケーターは、機構の教育訓練計画によって行う技能教育その他業務に関する教育訓練を受けなければならない。

2 前項の教育訓練は、機構外で行うことがある。

(安全)

第 54 条 科学コミュニケーターは、安全に関する規則を守り、機構の安全措置及び安全施設の整備に協力し、相互に協同して災害防止に努めなければならない。

(衛生)

第 55 条 科学コミュニケーターは、健康保持のため衛生に関する規則を守り、保健衛生上必要と認められる措置について協力しなければならない。

(就業の禁止)

第 56 条 科学コミュニケーターが次の各号の一に該当するときは、出勤停止を命ずることがある。

- (1) 精神病及び感染症疾患又はその疑似疾患
- (2) 感染の危険ある結核性疾患
- (3) 就業すると病勢の増進するおそれのあるとき。
- (4) その他特別の事由があるとき。

(感染症の届出)

第 57 条 科学コミュニケーターは、自己又は同居者若しくは近隣の者が感染症にかかり又は疑いのあるときは、直ちに所属長及び衛生管理者に届けて、その指示を受けなければならない。

(健康診断及び健康保持)

第 58 条 科学コミュニケーターは機構が毎年定期又は随時に行う健康診断を受けなければならない。

2 機構は、健康診断の結果、必要に応じて業務の転換、勤務時間の短縮その他科学コミュニケーターの健康保持に必要な措置を講ずる。

3 受入出向者は出向元との協議による。

(面接指導)

第 59 条 勤務時間外及び休日に行う勤務が 1 か月当たり 80 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる科学コミュニケーターが申し出たときは、機構は、産業医又は機構の指定する医師による面接指導を行う。ただし、1 か月以内に面接指導を受けた科学コミュニケーターで、面接指導を受ける必要がないと医師が認めた者を除くものとする。

2 前項の超過時間の基準に該当するか否かの算定は、暦月を単位として行う。

3 第 1 項の面接指導の費用は、機構の負担とし、当該指導を受ける時間は、勤務時間内に行われた場合は、通常勤務したものとみなす。

4 機構は、第 1 項の面接指導を行ったときは、医師の意見を勘案して、必要があると認めるときは、当該科学コミュニケーターの実情を考慮して、就業の制限、業務の転換その他の適切な措置を講じるものとする。

(ストレスチェック)

第60条 科学コミュニケーターは、毎年1回労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条の10に基づく心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「ストレスチェック」という。)を受けることができる。

2 前項のストレスチェックに関する事項は、衛生管理規則(平成15年規則第66号)に定めるところによる。

(受診命令)

第61条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、健康診断以外に、科学コミュニケーターに対して産業医による面談を命ずることができる。

(1) 第39条第1項第2号ア及びイに該当する日数を合計して20日を超えるとき。

(2) 第42条の定めにより復職した後同一ないし類似の疾病等により欠勤又は病気休暇を取得し、完全就労できない日が5日に達した場合

(3) 長期欠勤期間中又は欠勤と病気休暇の日数が連続して30日を超える期間中において必要と認められる場合

(4) その他労務管理上必要と認められる場合

2 前項に規定する場合において、機構は、機構の負担において、科学コミュニケーターに対し機構の指定する医師による受診をさせ、診断書の提出を求めることができる。

3 機構は、前2項の産業医による面談結果又は機構指定医の診断結果をもとに、当該科学コミュニケーターに対して、一定期間の就業時間の短縮、就業日数の制限、配置転換その他健康保持上必要な措置を命じることができる。

4 前3項に定める措置を命じられた科学コミュニケーターは、その命令を拒んではならない。

5 別に定める場合を除き、産業医による面談にかかる交通費は支給しない。

6 第3項の定めにより、科学コミュニケーターが就業時間の短縮又は就業日数の制限を命じられたときは、その勤務しない期間について、別に定める日又は時間あたりの給与額により減額する。

第6章 補償等

(療養費の負担等)

第62条 科学コミュニケーターが業務上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかったときは、機構は、当該科学コミュニケーターに対し労働基準法及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところに従い必要な療養を行い又は必要な療養費を負担する。

2 前項の場合において、業務上の負傷又は疾病による欠勤は、出勤として取扱う。

(障害補償)

第63条 科学コミュニケーターが業務上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかりなおったとき身体に障害が存するときは、機構は、当該科学コミュニケーターに対しその障害の程度に応じて労働基準法及び労働者災害補償保険法に定めるところに従い障害補償を行う。

(遺族補償及び葬祭料)

第64条 科学コミュニケーターが業務上又は通勤により死亡したときは、機構は、労働基準法及び労働者災害補償保険法に定めるところに従い、遺族又は科学コミュニケーターの死亡当時その収入によって生計を維持した者に対して遺族補償を行い、葬祭を行う者に対して葬祭料を支払う。

第7章 表彰及び懲戒

(表彰の対象)

第 65 条 科学コミュニケーターが、科学コミュニケーターの模範として推奨するにたる行為があったとき、又は業務に関して特に顕著な功績があったときは、別に定めるところにより、これを表彰する。

(懲戒の対象)

第 66 条 科学コミュニケーターが次の各号の一に該当するときは、情状に応じ、次条各号のいずれかによって懲戒する。

- (1) この規則又はこの規則に基づいて定められる諸規定に違反したとき。
- (2) 業務上の義務に違反し、又はこれを怠ったとき。
- (3) 機構の名誉をそこない、又は科学コミュニケーターとしての体面を汚す行為のあったとき。

(懲戒の種類及び内容)

第 67 条 懲戒の種類及び内容は次の通りとする。

処分の種類	処分の内容
戒告	始末書を取り将来を戒める。
減給	情状により適宜給与を減額する。
停職	3 か月以内の期間に定めて出勤を停止する。 この場合においては当該期間中の給与は支給しない。
降格	下位の職位に降格し、将来を戒める。
免職	予告しないで解雇する。

(懲戒の方法)

第 67 条の 2 懲戒処分は、文書により、これらの処分を行う事由を明らかにして行うものとする。

(損害賠償)

第 68 条 科学コミュニケーターが故意又は重大な過失によって、機構の財産に損害を及ぼしたときは、情状に応じ、損害の全部又は一部を賠償させることがある。

2 前条の懲戒処分を受けたことをもって、前項の損害賠償の責を免れることはできない。

第 8 章 雑則

(この規則によりがたい場合の措置)

第 69 条 特別の事情によりこの規則の規定によることが適当でないと認められる場合の科学コミュニケーターの取扱いについては、雇用契約において別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの年次休暇の日数の付与については、なお従前の例による。

- 3 この規則第 39 条第 1 項第 2 号における欠勤及び病気休暇の合計には、令和 2 年 3 月 31 日までの欠勤した日数を算入しないものとする。
- 4 施行日前に雇用した科学コミュニケーターは、この規則第 34 条に基づいて雇用されたものとみなす。ただし、科学コミュニケーターの雇用契約の更新が行われる場合の回数の上限については、なお施行日におけるそれぞれの更新回数の上限と同一の回数とする。
- 5 施行日前の科学コミュニケーターにかかる手続きその他の行為は、当該行為がされた日に、この規則及び関連例規の相当規定によってした手続きその他の行為とみなす。

附 則(令和 3 年 3 月 26 日令和 3 年規則第 32 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 28 日令和 4 年規則第 56 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 9 月 1 日令和 4 年規則第 158 号)

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 28 日令和 5 年規則第 60 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 6 月 1 日令和 5 年規則第 135 号)

この規則は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。